

第2回居住支援セミナー報告

テーマ 「セーフティネット住宅とは？」～住宅確保要配慮者を受け入れるために～

とき 2021年11月16日(火)14:00～16:00

ところ 特別養護老人ホームほなみ会議室

出席 一般参加(不動産関係者5社、行政書士1、有料老人ホーム1、住宅供給公社2、生活自立相談センター1、障害基幹相談センター1、群馬県1、その他2)、パネラー3、協同福祉会4、合計21名

内容

開会に先立って、協同福祉会理事長新井より、第一回セミナーのまとめと、この間の協同福祉会居住支援から見えてきた課題(保証人を含めた保証人の課題、入居後の孤立化防止など社会的孤立に対応する支援のネットワークづくりの課題)を受け、今回は特に入居の受け皿にかかわる点で宅建業会、賃貸借住宅関係の皆さんにお集まりいただき、地域における要配慮者の住居の受け皿づくりをどう進めるかについて学び、今後の取り組みにつなげたい旨提案された。

続いてパネラーより以下報告を受けた。

パネラー

- ① 群馬県土木整備部住宅政策課 檜崎司様より、「民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度をご活用ください」(国土交通省発行)パンフレットを使って、セーフティネット住宅の制度、群馬県や前橋市で適応している補助制度、あんしん賃貸ネットなどの諸制度について紹介していただきました。
- ② 協同福祉会が業務連携協定を交わしている一般財団法人高齢者住宅財団の榊原潤様、金浜 貴行様より財団の家賃債務保証制度について御報告をいただきました。

報告を受けて質疑応答、若干の意見交換を行った。

- (1) 群馬県や前橋市ではセーフティネット住宅登録に関する補助の適応がどうなのか？
改修費補助を前橋市が行っているだけで、群馬県内ではそれ以外の補助を適応させているところは今のところない。
- (2) 財団の保証制度は民間の賃貸借契約時に何故広がらないか？
業界における保証会社との関係もあり、経済的なメリットが課題か。むしろ、経済的な視点でなく要配慮者対応という志を持った業界の人間がここに集まっていると思うので、今回の財団の制度を知れたのは良かった。
- (3) 財団の対象に、刑余者は入らないでしょうか？これまでのケースで保証されず「また塀の中に入るしかない」とどうにも支援できなかったことがある。
財団としては、こうした要望が多いことは承知しているが対象世帯を増やせない現状もある。課題を二重に抱える方、例えばカテゴリーとして高齢者で刑余者とか、障害者で刑余者という形で対応可能な場合もあるのでご相談ください。

意見交換の中では、知的障害の入居支援にあたった際の課題、外国人の受け入れは生活習慣の違いを含めて地域に受け入れてもらうために多くの困難があること、死後の事務の問題や生活困窮などオーナーが受け入れないと明言することも多く、受け入れに向けた対応をするのは非常に困難

を抱えていることなどが率直に意見交換された。短時間ではあったが、討論でこうした困難さを共有できたことは有意義だった。

まとめとして、新井より、別紙研究会の案内があった。今後、こうした研究会を発足させて、引き続き事例の検討や事業の在り方、支援ネットワークの形成を図っていくことを提案し、終了した。

